

収入機会減少の場合の記載

住居確保給付金支給申請書

フリガナ	アイチ タロウ
①氏名	愛知 太郎
②生年月日	昭和●●年●●月●●日 満(●●)歳
③電話番号	●●●●-●●●●-●●●●

④次の1.又は2.の場合であること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)

1. 離職又は第2条第1項に規定する場合

離職等の時期	
離職等した事業所	

2. 第2条第2項に規定する場合 (やむを得ない休業等の場合)

給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	アルバイトを2つ掛け持ちしており、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなりました。
-------------------------	--

⑤離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること

離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	世帯主として給与収入により、生計を維持していました。
---------------------------	----------------------------

⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)

1. 住居を喪失していること

住居を喪失した時期	
喪失した住居の住所	
現在の状況	

2. 住居を喪失するおそれがあること

現在の住所	愛知県●●郡●●町●●-●● コーポ●●●●号室
住居の家主等	●●不動産会社
喪失するおそれのある住居の家賃額	50,000円 <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">家賃額のみ。管理費・共益費等は含みません。</span>
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	給与その他の業務上の収入を得る機会の減少により、家賃の支払いが困難となりました。

⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入

フリガナ	アイチ タロウ	アイチ ハナコ
氏名	愛知 太郎	愛知 花子
続柄	本人	妻
生年月日	昭和●●年●●月●●日	昭和●●年●●月●●日
収入(月額)	20,000円	10,000円
預貯金等	30,000円	0円

①就労等収入：給与収入の場合、社会保険料天引き前の事業主が支給する総支給額（ただし交通費支給額は除く） 自営業の場合は、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）

②公的給付等：定期的に支給される雇用保険の失業等給付、公的年金

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付等も合算する。

上記の記載と相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則（以下「則」という。）第13条の規定による住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給を申請します。

6人以上の世帯の場合、この申請書を新しく出力し、⑦のみ記載してください。

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入に臨時特例による収入が認められる場合、臨時特例による収入は、申請書に臨時特例による収入の記載を求め、臨時特例による収入の額を記載してください。

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入が、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入と異なる場合、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入と異なる収入は、申請書に臨時特例による収入の記載を求め、臨時特例による収入の額を記載してください。

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入が、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入と異なる場合、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入と異なる収入は、申請書に臨時特例による収入の記載を求め、臨時特例による収入の額を記載してください。

また、裏面の注意事項について、同意します。

令和●●年●●月●●日

愛知県知事殿

申請者氏名 愛知 太郎

預貯金等は、金融機関の口座の残高（複数口座所有の場合は全て）と手持ちの現金、自宅保管の現金を合計して記入

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。  
※第2条第2項に規定する方のうち、自営業者であって事業再建を希望される方は商工会議所、商工会、よろず支援拠点等の経営相談先への相談申込み及び自立に向けた活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。